

枚方市日本語・多文化共生教室設置要綱

制定 平成24年 3 月 30 日 枚方市教育委員会要綱第 2 号
最終改正 令和 年 月 日 枚方市教育委員会要綱第 号

(目的)

第 1 条 日本語の習得を必要とする市民が、共に日本語を学習することを通じて、互いの文化を理解し、人権を尊重し合う社会の構築を進めるため、枚方市日本語・多文化共生教室（以下「教室」という。）を設置する。

(対象者)

第 2 条 教室に参加することができる者は、原則として、本市に在住し、在職し、又は在学している市民で、日本語の習得を必要とする者とする。

(開催場所・回数)

第 3 条 教室は、各生涯学習市民センター等において、それぞれ 1 年間130回程度開催する。

(指導員)

第 4 条 教室の運営を適正に行うため、各教室に日本語・多文化共生教室指導員（以下「指導員」という。）を置く。

2 指導員は、教育委員会が実施する指導員の養成講座を修了し、かつ教室の設置目的に賛同し、その推進に意欲のある者の中から教育委員会が依頼する。

3 指導員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）上の身分を有しない。

(報償金)

第 5 条 教育長は、指導員のうち教室の運営において調整事務を担当するものに対し、市長と協議の上、報償金を支払うことができる。

(庶務)

第 6 条 教室に関する庶務は、総合教育部教育政策課が担当する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

2 枚方市日本語・多文化共生教室設置要綱（平成20年枚方市教育委員会要綱第13号）は廃止する。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱

制定	平成25年3月14日	枚方市教育委員会要綱第2号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校医（以下「学校園医」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園医は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第22条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園医の中から一般社団法人枚方市医師会（以下「医師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園医は、医師の免許を有する者のうちから、医師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園医の配置は、原則として、園児、児童、又は生徒の数が600人未満の学校園においては1人、600人以上の学校園においては2人以上とする。

(委嘱期間)

第5条 第2条第1項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 第2条第2項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

3 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園医の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前2項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第8条 学校園医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第9条 学校園医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第10条 学校園医は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園医は、担当するそれぞれの学校園に属する。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部教育支援推進室に属する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に委嘱を受けた学校園医の委嘱期間については、第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第3号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱

制定	平成25年3月14日	枚方市教育委員会要綱第3号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校園歯科医（以下「学校園歯科医」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園歯科医は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第23条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園歯科医の中から一般社団法人枚方市歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園歯科医は、歯科医師の免許を有する者のうちから、歯科医師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園歯科医の配置は、原則として、園児、児童又は生徒の数が400人未満の学校園においては1人、400人以上の学校園においては2人以上とする。

2 学校園歯科医は、他の学校園の学校園歯科医を兼務することができる。

(委嘱期間)

第5条 第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園歯科医の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。
- (2) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園歯科医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託医とする。

(服務)

第8条 学校園歯科医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第9条 学校園歯科医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第10条 学校園歯科医は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園歯科医は、担当するそれぞれの学校園に属する。

- 2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園歯科医は、学校教育部教育支援推進室に属する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第4号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱

制定	平成25年3月14日	枚方市教育委員会要綱第4号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定により枚方市立の学校園（以下「学校園」という。）に置く学校薬剤師（以下「学校園薬剤師」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 学校園薬剤師は、学校保健安全法第23条及び学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条に規定する職務を行う。

2 前項に定めるもののほか、学校園薬剤師の中から一般社団法人枚方市薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）の推薦に基づき、教育委員会が学校保健会活動に係る職務を行うことを委嘱する者は、当該職務を行う。

(委嘱)

第3条 学校園薬剤師は、薬剤師の免許を有する者のうちから、薬剤師会の推薦に基づき、教育委員会が委嘱する。

(配置)

第4条 学校園薬剤師の配置は、原則として、各学校園に1人とする。

2 学校園薬剤師は、他の学校園の学校園薬剤師を兼務することができる。

(委嘱期間)

第5条 第2条第1項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

2 第2条第2項に定める職務に係る委嘱期間は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

3 委嘱期間途中で退職した者の後任の学校園薬剤師の第2条各項に定める職務に係る委嘱期間は、前2項の規定にかかわらず、前任者の委嘱期間の残期間とする。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第7条 学校園薬剤師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第8条 学校園薬剤師は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務すること。
- (2) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。

(報酬)

第9条 学校園薬剤師の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第10条 学校園薬剤師は、担当する学校園に属する。また、複数の学校園を担当する学校園薬剤師は、担当するそれぞれの学校園に属する。

2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部教育支援推進室に属する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度に委嘱を受けた学校園薬剤師の委嘱期間については、第6条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 [平成30年3月30日枚方市教育委員会要綱第5号]

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の第3条の規定によりなされた委嘱その他の行為は、この要綱の規定によりなされた委嘱その他の行為とみなす。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市交通専従員配置事業実施要綱

制定	平成26年 3 月 31 日	枚方市教育委員会要綱第 4 号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 この要綱は、登校時及び下校時において、枚方市立小学校に通学する児童（以下「児童」という。）に対し交通専従員（以下「専従員」という。）による交通整理及び交通誘導を行うことにより、児童の通学路における安全の確保を図ることを目的とする。

(依頼)

第2条 専従員は、児童の保護者で、かつ、熱意をもって児童の交通整理及び交通誘導を行うことができるものと認める者のうちから、教育委員会が依頼するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、児童の保護者のうちから専従員を依頼することができないときは、各校区内に住所を有する者で適当と認める者のうちから専従員を依頼することがある。

(依頼期間)

第3条 専従員の依頼期間は、1年以内とする。ただし、再度の依頼を妨げない。

(身分)

第4条 専従員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）上の身分を有しない。

(配置場所等)

第5条 専従員の配置場所は、児童の通学路の交通状況等を考慮し、教育委員会が定める。

2 専従員の配置時間は、登校時にあつては30分、下校時にあつては1時間30分を基準とし、専従員の配置場所ごとに教育委員会が定める。ただし、その配置時間帯は、各枚方市立小学校の校長が定めるものとする。

(依頼の取消し)

第6条 教育委員会は、専従員が辞退を申し出た場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該依頼を取り消すことがある。

- (1) 第2条第1項の規定により依頼された専従員の子が、その小学校に通学しなくなったとき。
- (2) 第2条第2項の規定により依頼された専従員が、その校区内に住所を有しなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が依頼を取り消すことが適当であると認めるとき。

(報償金)

第7条 教育委員会は、専従員に対して報償金を支給する。

2 前項の報償金の額は、枚方市の短期任用の会計年度任用職員の基本報酬の額を基準として、教育委員会が市長と協議して定めるものとする。

(保険への加入)

第8条 教育委員会は、市長と協議の上、市の負担において専従員を交通傷害保険に加入させるものとする。

(庶務)

第9条 専従員に関する庶務は、総合教育部学校安全課が担当する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 枚方市交通専従員配置事業実施要綱（平成20年枚方市教育委員会要綱第4号）は、廃止する。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市朝鮮語教室設置要綱

制定	平成26年3月31日	枚方市教育委員会要綱第7号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(目的)

第1条 韓国・朝鮮人市民を含めた全ての市民が、市民としての相互のふれあいを推進し、互いの歴史、文化、風俗、習慣等を理解し、もって基本的人権尊重の精神に基づいて、ともに地域社会の創造に寄与するため、朝鮮語教室（以下「教室」という。）を設置する。

(参加対象)

第2条 教室を受講することができる者は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 本市内に在住する者
- (2) 本市内に在職し、又は在学する者

(受講期間)

第3条 受講期間は、1年とする。

(講師)

第4条 教室の講師の定数は、2人以内とし、専門の知識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

(庶務)

第5条 教室に関する庶務は、総合教育部教育政策課が担当する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 枚方市朝鮮語教室設置要綱（平成24年枚方市教育委員会要綱第1号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 平成25年度に旧要綱第1条に規定する教室を受講している者の受講期間については、第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱

制定	平成26年 6 月 27 日	枚方市教育委員会要綱第 9 号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第 1 条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、枚方市いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(担当事務)

第 2 条 協議会の担当事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 市立小学校及び中学校における児童又は生徒のいじめ問題への対応について相互に連絡を行うこと。
- (2) 前条のいじめの防止等に関して意見交換及び連絡調整をすること。

(構成)

第 3 条 協議会は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する者で構成する。

- (1) 大阪法務局、大阪府中央子ども家庭センター、大阪府枚方警察署又は大阪府交野警察署に属する者
 - (2) 枚方市立小学校長会において選出された小学校長、枚方市立中学校校長会において選出された中学校長、枚方市教育専門嘱託員のうち校長を経験した者又は枚方市スクールソーシャルワーカー・スーパーバイザー
 - (3) 危機管理室、市長公室、子ども未来部又は学校教育部に属する者
- 2 前項の規定にかかわらず、教育長は、協議会の運営に際して特に必要と認められる者を協議会の構成員とすることができる。

(会議の運営)

第 4 条 協議会に会長 1 人及び副会長 2 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 協議会は、会長が招集する。
- 3 会長は、会議の進行を担当する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ指定された順位により、その職務を代理する。

(守秘義務)

第 5 条 協議会の構成員は、会議を通じて知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。協議会の構成員でなくなったときもまた、同様とする。

(庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、学校教育部教育支援推進室が担当する。

(補則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 [平成28年3月31日枚方市教育委員会要綱第2号]

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱

制定	平成28年 1 月 22 日	枚方市教育委員会要綱第 1 号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(設置)

第 1 条 枚方市立の小学校、中学校及び幼稚園における検診（以下「検診」という。）につき、専門的な知識を有する医師の知見を活用するため、次条に掲げる職（以下「検診医」という。）を置く。

(職、職務内容及び定数)

第 2 条 設置する職並びにその職務内容及び定数は、次の表に定めるとおりとする。

職	職務内容	定数
枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医	(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 検診に係る方針について意見を述べること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	5 人以内
枚方市立幼稚園小中学校結核検診医	(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 検診に係る方針について意見を述べること。 (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	4 人以内
枚方市立小中学校心臓検診医	(1) 検診の実施状況及びその結果について意見を述べること。 (2) 検診により精密検査の対象であるとされた児童、生徒及び幼児に対し、精密検査の受診、病状等の経過観察その他の専門的事項についての指示等を行うこと。 (3) 必要に応じて検診を行うこと。 (4) 検診に係る方針について意見を述べること。 (5) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めること。	13人以内

(委嘱)

第 3 条 検診医は、医師免許を有する者のうち、枚方市医師会の推薦を受けた者又は当該検診分野を専門とする者のいずれかの者から教育委員会が委嘱する。ただし、異なる職を兼ねることは妨げない。

(委嘱期間)

第 4 条 検診医の委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

(解嘱)

第 5 条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがある。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えないとき。

(2) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第6条 検診医は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第7条 検診医は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 勤務する課等の長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(報酬)

第8条 検診医の報酬の額は、市長と教育長が協議して別に定める。

(所属)

第9条 検診医は、学校教育部教育支援推進室に属する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 枚方市立小中学校結核対策委員会設置要綱（平成21年枚方市教育委員会要綱第5号）は、廃止する。ただし、同要綱第7条の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。
- 3 枚方市立幼稚園小中学校腎臓検診医設置要綱（平成24年枚方市教育委員会要綱第14号）は、廃止する。ただし、同要綱第7条第2号の規定は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

附 則〔令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号〕

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱

制定	平成28年10月26日	枚方市教育委員会要綱第7号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第16条及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定に基づき、障害のある児童及び生徒の就学について、本人及び保護者の意向を尊重しつつ、専門的な立場からの知見を活用するため、枚方市小中学校教育支援アドバイザー（以下「教育支援アドバイザー」という。）を置く。

(所属及び職務)

第2条 教育支援アドバイザーは、学校教育部児童生徒支援室に所属する。

2 教育支援アドバイザーは、次に掲げる職務を行う。

- (1) 学校教育法施行令第18条の2の規定に基づき、障害のある児童及び生徒（障害のある次年度就学児童を含む。）の就学に関して、助言を行うこと。
- (2) 障害のある児童及び生徒のうち、枚方市立小中学校に在籍し、又は在籍する予定のある児童及び生徒の就学相談及び個別的教育支援計画等の作成に関して、助言を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める事項を処理すること。

(委嘱及び定数)

第3条 教育支援アドバイザーは、教育職経験者、臨床心理士、枚方市医師会から推薦を受けた医師又は子どもの心身の発達に関する知見を有する者のいずれかの者のうちから教育委員会が委嘱する。

2 教育支援アドバイザーの定数は、3人とする。

(委嘱期間)

第4条 教育支援アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再度の委嘱を妨げない。

(解嘱)

第5条 教育委員会は、教育支援アドバイザーが次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することがある。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに耐え難いとき。
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (4) 公務員としてふさわしくない非行があったとき。
- (5) 教育長が相当な理由があると認めるとき。

(身分)

第6条 教育支援アドバイザーは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(服務)

第7条 教育支援アドバイザーは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 所属長の指揮監督を受け、その命令に従うこと。
- (2) 職務を民主的かつ能率的に処理すること。
- (3) 市の不名誉となる行為をしないこと。
- (4) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (5) 誠実かつ公正に勤務すること。
- (6) 職務を利用して自己の利益を図り、又は不正な行為を行わないこと。

(報酬)

第8条 教育支援アドバイザーの報酬の額は、市長と教育長が協議して、市長が別に定める。

(退職の申出)

第9条 教育支援アドバイザーは、自己の都合によりその職を退こうとするときは、遅滞なく、その旨を教育委員会に申し出なければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会設置要綱

制定	令和元年5月29日	枚方市教育委員会要綱第1号
最終改正	令和 年 月 日	枚方市教育委員会要綱第 号

(設置)

第1条 成年年齢引下げに伴う成人祭「はたちのつどい」の対象年齢等について、学識経験を有する者等の意見を聴取するため、成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会（以下「聴取会」という。）を置く。

(聴取会の構成)

第2条 聴取会は、聴取会委員4人で構成する。

2 聴取会委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が依頼する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 学校教育の関係者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、教育長が適当と認める者

(聴取会委員の依頼期間)

第3条 聴取会委員の依頼期間は、成年年齢引下げに伴う成人祭対応に係る意見の聴取が終了するまでの期間とする。

(聴取会委員の身分)

第4条 聴取会委員は、地方公務員としての身分を有しないものとする。

(進行方法)

第5条 聴取会は、教育長が招集し、聴取会委員の意見を聴取する。ただし、教育長が必要と認めるときは、聴取会を招集せず、聴取会委員に意見を聴取することができる。

2 聴取会の円滑な進行を図るため、聴取会に、座長を置くものとし、座長は委員の互選によって定める。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第6条 聴取会委員は、聴取会を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。聴取会委員でなくなったときも、また、同様とする。

(報償金の支給)

第7条 聴取会委員には、聴取会への出席1回（1日に同一の聴取会が複数回開催された場合にあつては、1日）につき、報償金として、9,500円を支給するものとする。

(庶務)

第8条 聴取会の庶務は、総合教育部教育政策課が担当する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

附 則 [令和 年 月 日枚方市教育委員会要綱第 号]

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

新（改正後）	旧（現 行）
[枚方市日本語・多文化共生教室設置要綱関係] （庶務） 第6条 教室に関する庶務は、<u>総合教育部教育政策課</u>が担当する。 [枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱関係] （解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。 [枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱関係]	[枚方市日本語・多文化共生教室設置要綱関係] （庶務） 第6条 教室に関する庶務は、<u>社会教育部社会教育課</u>が担当する。 [枚方市立学校園の学校園医の委嘱等に関する要綱関係] （解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園医は、学校教育部<u>学務課</u>に属する。 [枚方市立学校園の学校園歯科医の委嘱等に関する要綱関係]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
（解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園歯科医は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。 [枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱関係] （解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略]	（解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園歯科医が次のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略] 2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園歯科医は、学校教育部<u>学務課</u>に属する。 [枚方市立学校園の学校園薬剤師の委嘱等に関する要綱関係] （解嘱） 第6条 教育委員会は、学校園薬剤師が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第10条 [略]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。 [枚方市交通専従員配置事業実施要綱関係] （報償金） 第7条 教育委員会は、専従員に対して報償金を支給する。 2 前項の報償金の額は、枚方市の<u>短期任用の会計年度任用職員の基本報酬の額</u>を基準として、教育委員会が市長と協議して定めるものとする。 （庶務） 第9条 専従員に関する庶務は、<u>総合教育部学校安全課</u>が担当する。 （補則） 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、<u>教育長</u>が別に定める。 [枚方市朝鮮語教室設置要綱関係] （講師） 第4条 <u>教室の講師の定数は、2人以内とし、専門の知識を有する者の中</u>	2 前項に定めるもののほか、第2条第2項に規定する職務を行う学校園薬剤師は、学校教育部<u>学務課</u>に属する。 [枚方市交通専従員配置事業実施要綱関係] （報償金） 第7条 教育委員会は、専従員に対して報償金を支給する。 2 前項の報償金の額は、枚方市<u>臨時職員の賃金額</u>を基準として、教育委員会が市長と協議して定めるものとする。 （庶務） 第9条 専従員に関する庶務は、<u>学校教育部児童生徒支援室</u>が担当する。 （補則） 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。 [枚方市朝鮮語教室設置要綱関係] （講師） 第4条 <u>教室を受講する者の指導等を行うため、朝鮮語教室講師（以下「講師」という。）を置く。</u> （定数） 第5条 講師の定数は、2人以内とし、専門の知識を有する者の中から教育委員会が委嘱する。

新（改正後）	旧（現 行）
から教育委員会が委嘱する。 （庶務） 第5条 教室に関する庶務は、<u>総合教育部教育政策課</u>が担当する。 （補則） 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 [枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱関係] （構成） 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>危機管理室</u>、市長公室、<u>子ども未来部又は学校教育部</u>に属する者	（任期） 第6条 講師の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げない。 （身分） 第7条 講師は、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の嘱託員とする。</u> （報酬） 第8条 講師の報酬の額は、別に定める。 （勤務日等） 第9条 講師の勤務日及び勤務時間は、教育長が別に定める。 （庶務） 第10条 教室に関する庶務は、<u>社会教育部社会教育課</u>が担当する。 （補則） 第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。 [枚方市いじめ問題対策連絡協議会設置要綱関係] （構成） 第3条 [略] (1)～(2) [略] (3) 市長公室、<u>市民安全部、子ども青少年部、学校教育部又は社会教育部</u>に属する者 2 [略]

新（改正後）	旧（現 行）
2 [略] （庶務） 第6条 協議会の庶務は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>が担当する。 [枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱関係] （解嘱） 第5条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがある。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>耐えない</u>とき。 (2) [略] （所属） 第9条 検診医は、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に属する。 [枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱関係] （所属及び職務） 第2条 教育支援アドバイザーは、学校教育部<u>教育支援推進室</u>に所属する。 2 [略]	（庶務） 第6条 協議会の庶務は、学校教育部<u>児童生徒支援室</u>が担当する。 [枚方市立幼稚園小中学校検診医設置要綱関係] （解嘱） 第5条 教育委員会は、検診医が次のいずれかに該当すると認めるときは、解嘱することがある。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに<u>堪え難い</u>とき。 (2) [略] （所属） 第9条 検診医は、学校教育部<u>学務課</u>に属する。 [枚方市小中学校教育支援アドバイザー設置要綱関係] （所属及び職務） 第2条 教育支援アドバイザーは、学校教育部<u>児童生徒支援室</u>に所属する。 2 [略] [成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会設置要綱関係]

主要な改正部分の新旧対照表

新（改正後）	旧（現 行）
[成年年齢引下げに伴う成人祭対応意見聴取会設置要綱関係] （庶務） 第 8 条 聴取会の庶務は、<u>総合教育部教育政策課</u>が担当する。	（庶務） 第 8 条 聴取会の庶務は、<u>社会教育部社会教育課</u>が担当する。

文化財及び文化財等に係る資料の取扱に関する要綱等を廃止する要綱

令和 年 月 日制定 枚方市教育委員会要綱第 号

次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 文化財及び文化財等に係る資料の取扱に関する要綱（昭和59年枚方市教育委員会要綱）
- (2) 枚方市ゲートボール場設置及び管理要綱（平成10年枚方市教育委員会要綱第2号）
- (3) 淀川河川敷グラウンドの貸出しに関する要綱（平成16年枚方市教育委員会要綱第2号）
- (4) 埋蔵文化財発掘調査員設置要綱（平成20年枚方市教育委員会要綱第15号）
- (5) 枚方市登録文化財に関する要綱（平成25年枚方市教育委員会要綱第10号）
- (6) 枚方市民間スポーツ施設開放事業実施要綱（平成27年枚方市教育委員会要綱第1号）
- (7) 枚方市幼児教育ビジョン改訂版に関する意見聴取会設置要綱（平成30年枚方市教育委員会要綱第1号）

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。